

ごあいさつ1

経営 2~13

JAグループ・JAバンクの概要2
 経営方針4
 コンプライアンス(法令等遵守)5
 金融商品の勧誘方針6
 本人確認義務6
 偽造・盗難キャッシュカード被害の補償について6
 リスク管理7
 個人情報管理8
 トピックス9
 社会的責任と貢献活動11

業務内容 14~19

事業のご案内14
 手数料一覧19

当会の組織 20~23

沿革・歩み20
 当会の組織21

資料編 24~44

業績24
 財務諸表26
 貯金34
 貸出金35
 有価証券39
 為替業務・他41
 主要な経営指標等42



※本誌は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
 金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

※表紙写真提供 「社団法人秩父市シルバー人材センター」
 「社団法人埼玉観光連盟」
 「羊山公園」(秩父市)
 「菜の花畑」(鶴ヶ島市)

ごあいさつ



経営管理委員会会長
江原 正視



代表理事理事長
坂本 政巳

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会の業務内容、活動状況などにつきまして、皆様にご紹介するため「Report 2006」を作成いたしました。この小冊子をご高覧いただき、当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、埼玉県農業と県下農業協同組合（愛称／J A）並びに地域社会の発展を金融面から支援する金融機関として歩んでまいりました。

最近の農業を巡る情勢につきましては、政府の「新たな食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、J Aグループさいたまでは、県内の農業担い手育成に向け昨年9月に「J Aグループさいたま担い手づくり対策基本指針」を策定しておりますが、当会におきましても、担い手の育成・確保に向けた諸施策の実践に取り組んでおります。

一方、金融機関経営は、新たなメガバンクグループが誕生し、3グループに集約されるとともに、経営統合による顧客基盤の拡充を収益力に結びつけるため、信託機能や証券ビジネスなどを包括したグループ総合力によるリテール市場への進出を活発化させており、郵便貯金銀行の誕生、並びに銀行代理店制度の緩和等も伴って、金融機関間の競争が一層激化することが予想されます。

このような情勢を踏まえ、当会といたしましては、「収益力の強化」「強いJ Aづくり」「総合金融センター設置を踏まえた県本部機能の発揮」を基本方針とする「第8次中期経営計画書（平成16年度～平成18年度）」の最終年度として、重点施策の完遂に向け鋭意取り組んでおります。

また、農業及び地域のメインバンクとしての役割・機能を十全に発揮していくため、「J Aバンク基本方針」を遵守し、健全経営の確立を前提として、役職員一丸となり経営の合理化・効率化、並びにコンプライアンスを重視しつつリスク管理の徹底に最善の努力を傾注してまいり所存でございます。

今後とも、皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成18年7月

経営管理委員会会長 **江原正視**
代表理事理事長 **坂本政巳**

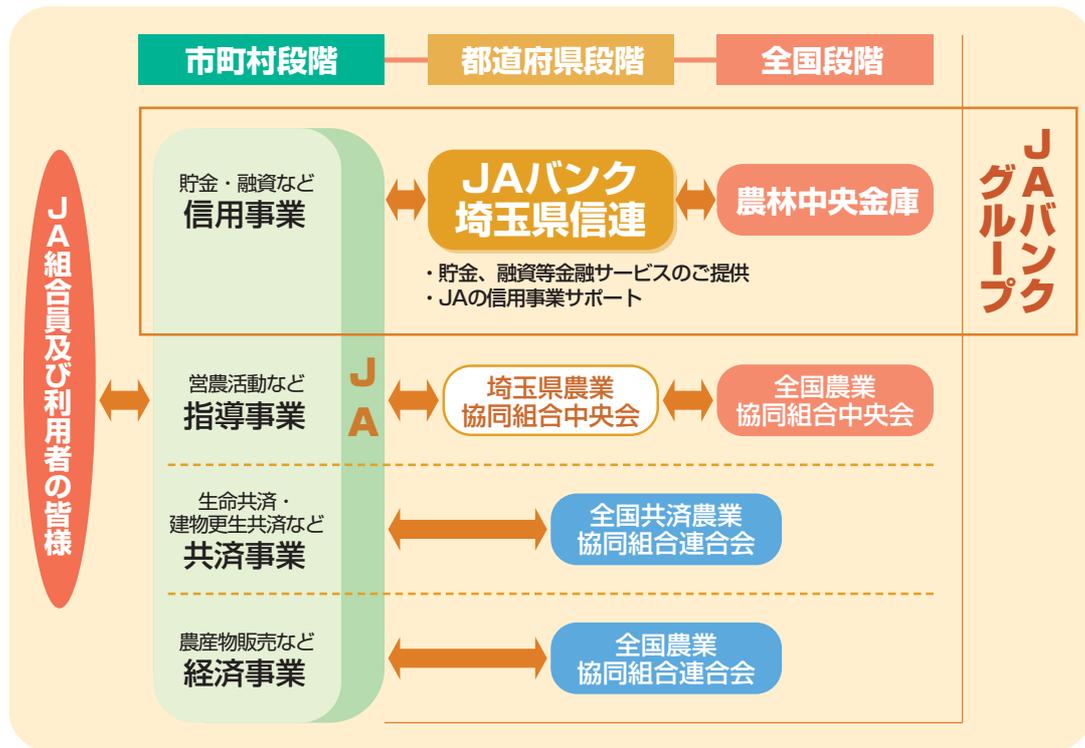
JAグループ・JAバンクの概要

経営

JAグループ

JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会が有機的に結合して、指導・信用・経済・共済・厚生などの事業を展開しています。そして、この市町村段階から全国段階までの仕組みを「系統組織」(=JAグループ)と呼んでいます。



JAグループさいたま

県内に所在するJA、県段階の中央会・連合会によって「県内系統組織」(=JAグループさいたま)を構成しており、当会(JAバンク埼玉県信連)は、信用事業(金融業務)を営む連合会として重要な役割を担っています。

JAバンク

JAバンク

JAの信用事業部門から、都道府県段階の信連、全国段階の農林中央金庫に至る信用事業の仕組みや機能を「系統信用事業」(=JAバンク)と呼んでいます。

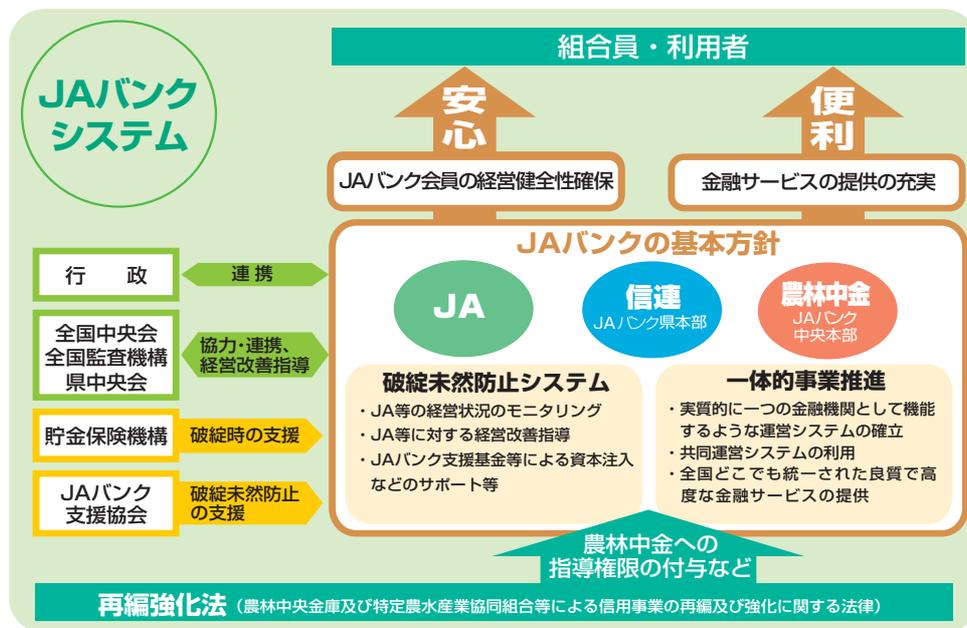
JAバンク埼玉

県内の各JAの信用事業部門と、当会が行っている信用事業の仕組みや機能を総称して「県内JA信用事業」(=JAバンク埼玉)と呼んでいます。

JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成り立っています。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆様により一層の安心をお届けします。



破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンク会員が拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJA等の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする国の公的な制度です。

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

経営方針

経営

当会は、効率的な業務運営のもとに、JAと一体となって強固な経営基盤並びに「JAバンク埼玉」を確立し、経営理念として「JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（JAバンク）を目指す。」ことを掲げ、事業運営を行っております。

このような経営理念を踏まえ、①JAバンクの収益力確保、②JAバンクの顧客基盤拡充、③JAバンクの一体的な事業運営体制の確立を基本戦略とした「中期経営計画書（平成16年度～平成18年度）」の最終年度として、経営目標の必達に向け個別戦略の実践に取り組んでおります。

中期経営計画（平成16年度～平成18年度）の概要

経営理念

JAとともに顧客の期待と信頼に応え、
地域経済の発展に寄与する金融機関(JAバンク)を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、JAと一体となって
強固な経営基盤並びにJAバンク埼玉を確立する。

経営戦略

信連の経営基盤の強化

- 1 コンプライアンスの強化
- 2 リスクマネジメント態勢の拡充・強化
- 3 安定的資金調達及び収益の確保
- 4 財務基盤の強化
- 5 業務運営体制の充実
- 6 環境変化に即応した人材育成
- 7 地域社会への貢献

JAバンク埼玉の経営基盤の強化

- 1 経営管理体制等の強化支援
- 2 経営の合理化・効率化支援
- 3 事業推進体制の拡充・強化支援
- 4 人材育成の強化支援

経営課題

経営方針に基づく、今後取り組むべき経営課題を次のとおりとし、課題克服に向け重点施策を強力に実践してまいります。

第1 信連の経営基盤の強化

- 新B I S規制を踏まえたリスク管理態勢の拡充・強化
- 融資営業の積極的展開、弾力的・効率的な余裕金運用等による収益力強化
- 財務基盤の強化に向けた自己資本の増強

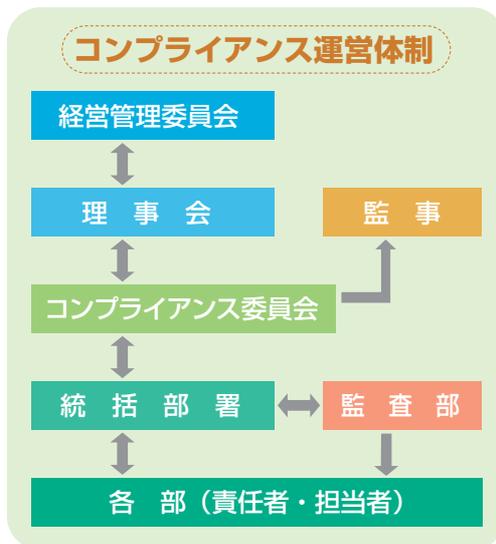
第2 JAバンク埼玉の経営基盤の強化

- 「収益力の向上」に向けた住宅ローンを中心とした「ローン戦略」への支援
- 顧客基盤の拡大や担い手金融への取組強化等の「組合員基盤強化戦略」への支援
- 「健全経営の確立」に向けた取組みへの支援

コンプライアンス(法令等遵守)

経営

当会は、自己規律と自助努力のもと法令等を遵守し、ディスクロージャーとアカウントビリティを重視した健全で透明性の高い業務運営を行うことの重要性を認識し、コンプライアンス態勢を定着させていくため、「倫理憲章」「役員行為規範」「コンプライアンス基本方針」等を制定するとともに、コンプライアンスを具体的に実践するための手引書として、平成12年3月に「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、職場内研修等を通じてコンプライアンス重視の組織風土が役職員一人ひとりに浸透するよう周知徹底を図っております。



【コンプライアンス運営体制】

当会では、コンプライアンスを確実に実施するための態勢を体系化・明確化した「コンプライアンス態勢運営要領」を定め、①コンプライアンス委員会、②統括部署、③各部署の責任者・担当者の設置等による運営体制を確立しています。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス態勢全体の企画・推進・進捗管理にかかる検討・審議を行い、年度ごとにコンプライアンス実践のための取組事項を計画化した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況確認等の実践に取り組んでおります。

当会のコンプライアンスにかかる基本方針

I 当会の社会的責任と公共的使命の認識

当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

II 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融及び非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割等を十全に発揮し、会員・利用者及び地域社会の発展に寄与する。

III 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

IV 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

REPORT
2006

金融商品の勧誘方針

経営

近年、預貯金、保険（共済）、年金などの金融取引は、日常生活において次第に重要性が高まっているとともに、情報技術の急速な高度化等により多種多様な金融商品が身近になっています。

このようななか、金融商品をお客様へ販売する際に、当会が行う説明の適切性を確保し取引を円滑に行うために、次の「金融商品の勧誘方針」に基づき、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の投資目的、知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

REPORT
2006

本人確認義務

「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（本人確認法）」（平成14年法律第32号）が平成15年1月6日から施行されたことに伴い、各金融機関によるお客様の本人確認が義務づけられました。

本人確認法は、金融機関の顧客管理体制の整備を促進することで、捜査機関によるテロ資金や犯罪収益等の追跡のための情報を確保し、金融機関がテロ資金提供やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としています。

REPORT
2006

偽造・盗難キャッシュカード被害の補償について

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（いわゆる預貯金者保護法）」（平成18年2月10日施行）に基づき、お客様がJ A（信連）キャッシュカードの偽造・盗難による不正引出し被害に遭われた場合、原則補償を実施いたします。

ただし、お客様のキャッシュカード・暗証番号の管理状況等により、補償割合が変わることや、補償できない場合もありますので、ご注意ください。

	お客様の状況		
	無過失	過失があった場合	重大な過失があった場合
偽造カード被害	お取引そのものが無効で、被害金額の100%を補償		被害は補償されません
盗難カード被害	J A（信連）への通知日から遡って30日以内の被害に関し、被害金額全額を補償	J A（信連）への通知日から遡って30日以内の被害に関し、被害金額の75%を補償	被害は補償されません
条件	①カードの盗難に気づいてからすみやかに、J A（信連）への通知が行われていること ②J A（信連）の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること ③警察署に被害届を提出していること		

* 重大な過失または過失事例については、各J Aまたは当会の窓口にお問い合わせください。

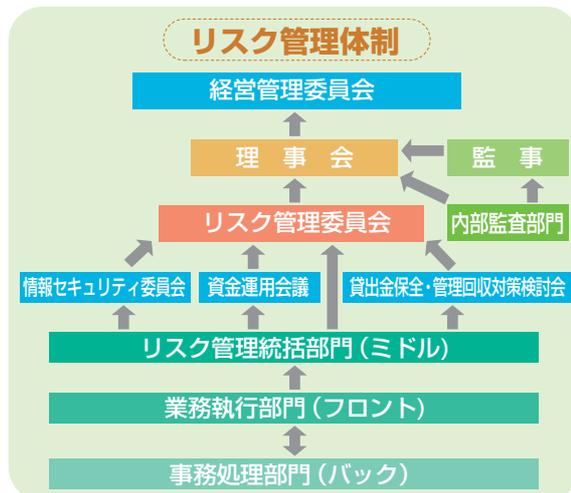
リスク管理

経営

経済のグローバル化、ITを活用した金融サービスの高度化等により、金融機関を取り巻くリスクは急速に拡大するとともに多様化・複雑化してきており、今日ほどリスク管理が求められていることはなく、当会では特に経営の健全性確保と安定的な業務拡大を図るため、リスクマネジメント態勢の拡充・強化を図るとともに、監査体制の強化に努めております。

【管理体制】

当会では、「リスク管理方針」に基づき農林水産省の「系統金融検査マニュアル」の趣旨を踏まえ、経営管理委員会、理事会、リスク管理委員会等をはじめとしたマネジメント態勢を中心にリスク管理に取り組んでおります。



■ 統合リスク管理

信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクを統合的に把握・管理し、経営の意思決定を実施しております。

信用リスク管理

個別の貸出案件については、審査部門において厳正な審査を行い、信用リスクの管理に努める一方、営業部門の貸出担当者の審査能力アップにも取り組み、また、同一取引先に対する与信については、取引先ごとの信用度合に基づき限度額を決め、特定の取引先に偏ることのないように努めております。さらに、資産の自己査定では、一次・二次査定を実施した上で、適切な償却・引当を行い、財務の健全性確保を図っております。

市場関連リスク管理

高度なリスクマネジメント手法を導入するとともに、資金運用会議・検討会において金利や収益状況を検討し、金利リスク等の把握と資産・負債の総合的な管理に努めるとともに、迅速かつ確かな対応が図られるようリスクの把握・管理に万全の体制を構築しております。

流動性リスク管理

的確な資金ポジションを確保するため、預貯金や貸出金・有価証券の動向を資金運用会議において集中管理するとともに、調達力の強化を図り、流動性の確保に努めております。

事務リスク管理

事務処理の堅確性と事故防止のため、内部規程・手続類の整備と遵守に努め、リスクの発見と防止のため各所属による自己検査の実施、牽制機能として内部監査・監事監査を実施しております。

システムリスク管理

コンピュータシステムの停止等による社会的影響を鑑み、システムの安全対策に万全を期すため安全対策基準（セキュリティスタンダード）を策定し、セキュリティ管理体制の整備、情報資産（情報及び情報システム）管理の明確化等の対応を実施しております。

■ 内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として監査部を設け、専門スタッフを配置し、内部監査体制の充実を図っています。

具体的には、年2回の内部監査を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導及び事務の合理化・効率化のための助言を行い、業務効率の向上や経営の健全性の確保に努めております。

今日、経済・社会の情報化の進展を背景に「個人情報」を利用したさまざまなサービスが提供され、私たちの生活は大変便利なものになっていますが、その反面「個人情報」が誤った取り扱いをされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあり、国民のプライバシー保護に関する関心も高まっています。

このような状況を踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月1日から全面施行されました。

当会では、この法律に基づき、個人情報の適切な保護と利用を図るため、①個人情報保護方針(プライバシーポリシー)②情報セキュリティ基本方針(セキュリティポリシー)③利用目的④個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内を定め、ホームページ等で公表するとともに万全な体制を構築しております。

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

埼玉県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 坂本 政巳

埼玉県信用農業協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報(生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。)を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人(個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。)の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われる場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ(法第2条第4項に規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。)を利用目的の範囲内で正確・最新の内容を保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ(法第2条第5項に規定するデータをいいます。)につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

「JA相続・遺言セミナー」の開催

組合員顧客からの相続・遺言等の相談ニーズに対し、「JA相続・遺言セミナー」を年12回開催し、組合員からの相続・遺言相談に積極対応するとともに、平成17年10月より当会が農中信託銀行の遺言信託代理業務に参入し、セミナーを通じた個別相談により遺言信託の申込みをいただいております。



遺言信託パンフレット



ウインターキャンペーンチラシ

「JAウインターキャンペーン」の実施

当会では、JAと一体となった年末特別推進運動「JAウインターキャンペーン」を平成17年11月～12月までの間実施いたしました。

キャンペーン期間中は、「JAバンク埼玉懸賞品付定期貯金（当たってちょきんぎょ）」を販売し、多くの皆様からご好評をいただきました。

大里分館ATMの設置

当会では、組合員・利用者の利便性向上を図るため、平成17年11月より、熊谷市内の当会大里分館にATMを新規設置し、多くの皆様に利用され好評をいただいております。



ATMブース外観



八都県市地球温暖化防止キャンペーンポスター

環境問題への取り組み

環境問題への取り組みの一環として、「八都県市地球温暖化防止キャンペーン」に協力し、電気使用量が増大する夏期期間中、ノーネクタイ等の軽装での執務を行い、冷房温度の適温設定など、夏のライフスタイルを実践いたしました。

REPORT
2006

社会的責任と貢献活動

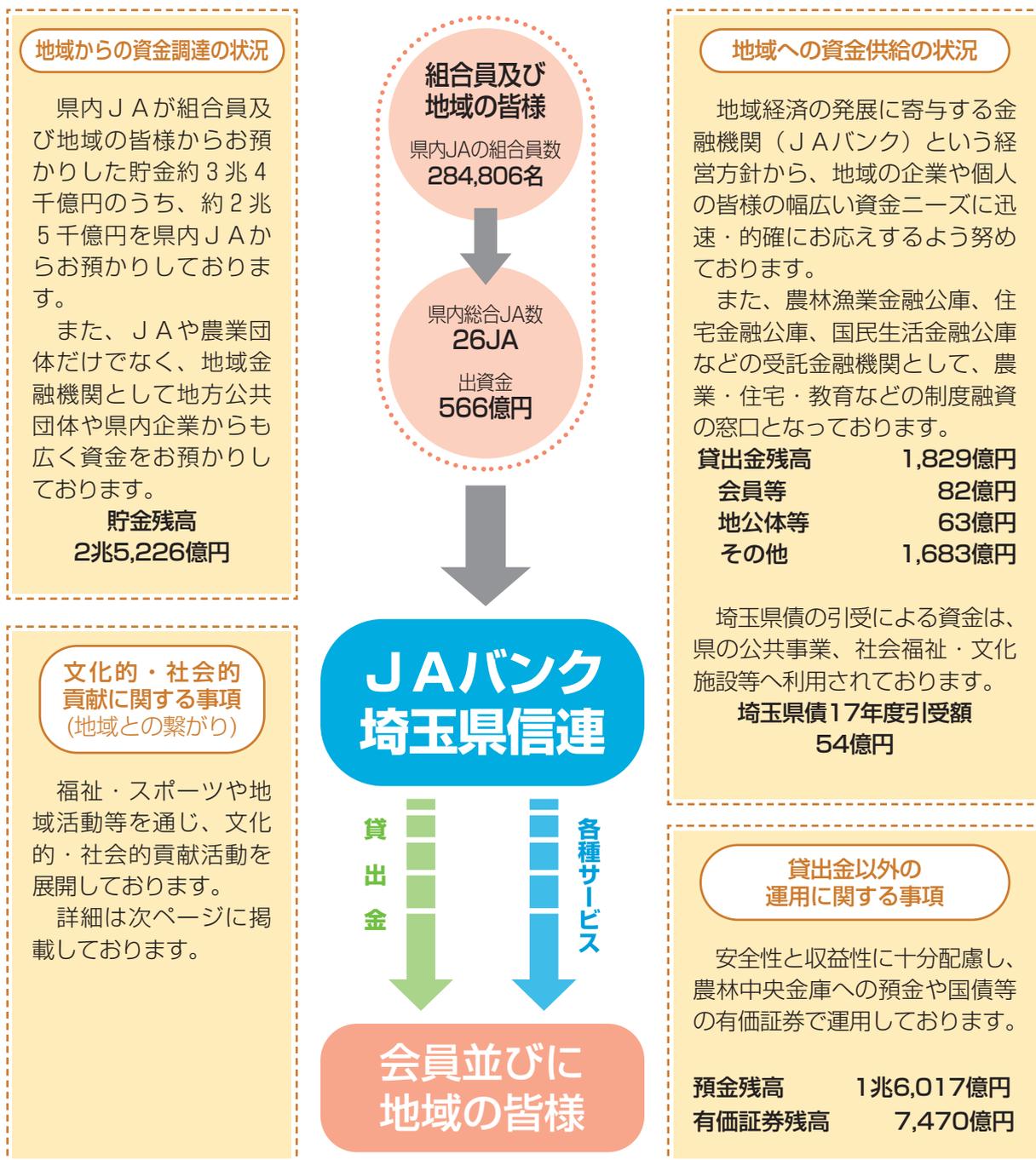
経 営

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のJA等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域経済の発展に資する地域金融機関です。

資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を財源としております。当会では資金を必要とする皆様や、JA・農業に関する企業・団体及び県内企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

組合員の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

(平成18年3月末現在)



地域金融機関として地域に対する貢献活動を実施しております。これからも様々な活動を通じて地域社会の発展と繁栄に貢献できるよう努めてまいります。

文化的・社会的貢献

ふれあい献血運動

病気や怪我などで輸血を必要としている皆様の尊い生命を救うため、役職員一体となり日本赤十字社の献血へ参画し地域貢献活動に努めております。



平成17年10月18日 当会駐車場にて

埼玉県芸術文化振興財団への協賛

埼玉県では、財団法人埼玉県芸術文化振興財団を設立し、芸術・文化を志向する県民の創造的活動の拠点施設として「彩の国さいたま芸術劇場」を設置・運営しておりますが、当会では、その活動趣旨に賛同し「サポーター会員」として協力を行っております。



彩の国さいたま芸術劇場外観

埼玉森林サポータークラブへの協力

県内の森林保護ボランティア活動を実施している「埼玉森林サポータークラブ」に対し、役職員からの寄付金を進呈するとともに、県内の雑木林の保護と落ち葉による循環型農業支援のため、落ち葉拾い活動を実施しました。



平成18年2月18日 入間郡三芳町にて

児童養護施設への遊具寄贈

役職員からの寄付金並びに当会からの助成金をもとに、埼玉県社会福祉事業団を通じ県内の児童養護施設へ卓球台・遊具等を寄贈いたしました。



平成17年8月23日
埼玉県社会福祉事業団大塚理事長(右)へ目録を進呈

ライススポーツセミナー

浦和レッズ選手と親子参加のサッカー教室を通じて、次世代の子供たちに農業の役割や重要性を伝え、農業文化の維持拡大の広報活動に努めております。

なお、JAグループさいたまは、浦和レッズオフィシャルスポンサーとしてチームをサポートしております。



平成18年1月21日 レッズランドにて

彩の国食と農林業ドリームフェスタ・食と農林業ハーモニーフェスタ

数々の特産品が一堂に会する地方公共団体と農業団体の主宰するフェスティバルを積極的に支援し、参画しております。

これらのフェスティバルを通じて、消費者に信頼される地域農産物のPR活動に取り組み、地域の皆様との交流を深めております。



彩の国 食と農林業ドリームフェスタ
平成17年11月5日 熊谷スポーツ文化公園にて

利用者ネットワーク

ゲートボール、 グラウンドゴルフ大会

「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会を開催し、地域の皆様の健康づくり、体力づくり、仲間づくり等に協力しております。



埼玉県農協年金友の会グラウンドゴルフ大会
平成17年5月24日 彩の国くまがやドームにて

事業のご案内

業務内容

貯金業務

当会の貯金は、県内の会員 J A からの貯金が中心となっており、県内の J A に預けられました貯金から、J A によって組合員及び地域の皆様の生活や事業に必要な資金を貸し出し、その後の余裕金をお預かりしております。

また、地域の一般の皆様にもお気軽にご利用いただけますよう、総合口座・当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・通知貯金・各種定期貯金・定期積金など、様々な種類の貯金商品を取り扱っております。

なお、J A 貯金については、皆様の大切な貯金を安全にお預かりするために、国の公的な制度である「貯金保険制度」と J A バンク独自の支援制度である「破綻未然防止システム」という 2 つの制度で皆様の貯金を 2 重にガードしています。

■ 主な貯金

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
総合口座	・有利な定期貯金と普通貯金、それに自動融資機能を一冊の通帳にセットした貯金です。もし普通貯金の残高が不足した場合でも、定期貯金の 90% (最高 200 万円) まで自動的にご用立ていたします。(定期貯金は自動継続の定期貯金に限定となります。)	期間の制限なし	1 円以上
総合口座 (普通貯金無利息型)	・普通貯金については、貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1 円以上
期日指定定期貯金	・自由金利で 1 年複利の商品、1 年経過後はお引き出し自由、一部のお引き出しもできます。(満期を指定する場合は、その 1 ヶ月前までに通知を必要とします。)	最長 3 年	1 円～ 300 万円 未満
大口定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定され、確定利回りで運用できます。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円 以上
スーパー定期 300			300 万円～ 1,000 万円 未満
スーパー定期			1 円～1,000 万円 未満
変動金利定期貯金	・金利は市場実勢を参考にして自由に決定されますが、6 ヶ月ごとにその時点の金利動向により金利が変更されます。	1・2・3 年	1 円以上
定期積金	・毎月一定額のお積立てにより、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。 ①掛金を毎回定額とする定額式 ②満期に受取れる金額をあらかじめ定めてから毎月の掛金を決める目標式 ③1 年ごとの掛込金額を変えられる通増通減式 ④契約期間の範囲内で個別口の掛込期間を設定できる満期分散式の 4 種類から選択できます。	6 ヶ月以上 5 年以内 通増通減式及び満期分散式は 2 年・3 年・4 年・5 年	100 円以上 通増通減式は 1,000 円以上
積立定期貯金	・積立期間中であれば自由に積立を行うことができ、1 冊の通帳にまとめて取扱いのできる貯金で、次の 3 種類から選択できます。 ①積立期間や満期日を定めないエンドレス型 ②積立期間や満期日を指定する満期型 ③一定期間にわたって積立を行い、据置期間経過後積立てた元利金を基に定期的に支払を受ける年金型	エンドレス型は制限無し 満期型は 6 ヶ月以上 5 年以内 年金型は 126 ヶ月以上で上限無し	1 円以上

貯金の種類	特色及び留意事項	預入期間	預入金額
当座貯金	・安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限なし	1円以上
普通貯金	・サイフ代わりに簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また給与・年金等のお受取口座として最適です。		1円以上
普通貯金無利息型(決済用)	・貯金保険制度で全額保護され、安心してご利用いただけます。		1円以上
貯蓄貯金	・基準残高により10万円と30万円の2種類があり、普通貯金より高い金利が適用されます。		1円以上
通知貯金	・1週間以上の短期のお預けにご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上
譲渡性貯金(NCD)	・大口資金の運用に適しています。また、満期前に譲渡できます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上
一般財形貯金	・お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立てとなります。	3年以上	1,000円以上
財形年金貯金	・退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上
財形住宅貯金	・マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、財形年金貯金と併せて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1,000円以上

貸出業務

当会は、地域金融機関として地域のニーズと信頼に応えるため、系統資金の地域還元による融資拡大を目標とし、農業者はもとより環境整備などに必要な資金として地方公共団体等にも資金融通しており、さらには農業と関連のある一般企業等幅広くご利用いただいております。

特に当県の農業担い手の皆様に支援するため、新資金の創設や債務保証に取り組む等積極的に対応しております。

また、一般の皆様には、快適で合理的な生活設計のお役に立てるよう、生活資金としての各種ローンをご用意しているほか、皆様のニーズに合わせて事業の発展に必要な設備資金や運転資金もご用意しております。

さらに、政府系金融機関の取扱窓口として、農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫などの代理(受託)貸出業務も行っております。

■ 農業担い手向け貸出

種類	概要	対象者	商品内容
アグリマイティー資金	J Aが「担い手」の資金ニーズに積極的に応えられるよう、J Aが統一ローン「新農業振興資金(アグリマイティー資金)」貸付をする場合の資金を、低利で供給し、J Aを支援します。	会員J Aとします。	・期間 10年以内 ・限度額 J Aの融資額と同額 ・担保・保証 無担保・無保証
アグリサポート保証	J Aの担い手に対する融資について、当会が債務保証を行い、J Aのリスク軽減を図ります。	農業法人及び農業者(個人)。会員の組合員に限ります。	・保証期間 10年以内 ・保証範囲 貸付金額の50% ・担保 不要
アグリビジネスローン	J Aの対応が困難で、他行との取引が中心となっている農業法人等に対し融資を行い、系統の担い手金融の拡充・強化を図ります	農業法人及び農業者(個人)。個人の場合は、会員の組合員に限ります。	・期間 15年以内 ・限度額 50百万円 ・担保 原則不要

■ 一般の貸出

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	保証・担保
事業法人向け貸出	県内に事務所を有し、事業を営まれている一般企業	運転資金・設備資金等。	事業に必要な資金の範囲内で、ご相談のうえ決定します。	資金のご利用方法に応じて、ご相談のうえ決定します。	ご融資の条件に応じて、ご相談のうえ決定します。
個人向け貸出	県内在住で、住所を有する地区を管轄するJAの組合員の方	資産等の活用及び個人事業等に要する資金。			
その他の法人向け貸出	地方公共団体、特殊法人等、営利を目的としない法人	公共事業等に要する資金。			

■ 主なローン

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	融資金額	融資期間及び返済方法	金利等
住 宅 ローン	安定した収入があり年齢が満20歳以上66歳未満の方(完済時に満80歳未満の方)	住宅、マンション、宅地のご購入をはじめ、自宅の新築・改築、借換、住宅環境整備などの資金。	10万円以上 5,000万円以内	・35年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。	・変動金利・固定金利があります。
教 育 ローン		・お子さまのご入学・ご進学にかかる資金をはじめ授業料・教科書代など、あらゆる教育資金。	10万円以上 300万円以内	・7年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。	
生 活 ローン		・マイカー、家具、家電製品の購入、ご結婚、旅行の費用など生活に必要なさまざまな資金。	10万円以上 300万円以内	・5年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。	
すいすい ローン		・排水設備工事及び水洗トイレの改良工事に必要な資金。	10万円以上 200万円以内	・5年以内 ・元利均等毎月返済又はボーナス返済併用方式。	
カード ローン		・お使いみち自由で現金自動支払機でいざという時に借入できる資金。	JA50 50万円以内 JA300 300万円以内	・1年以内ですが、保証機関が支障ないと判断した場合1年毎の自動更新。 ・約定返済型	・変動金利

■ 主な代理貸出

金融機関等	資金名
農林漁業金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化資金 ・ 農業基盤整備資金 ・ 担い手育成農地集積資金 ・ 経営体育成強化資金 ・ 農業経営維持安定資金 ・ 特定農産加工資金 ・ 振興山村・過疎地域経営改善資金 ・ 畜産経営環境調和推進資金 ・ 農林漁業施設資金 ・ 中山間地域活性化資金 ・ 食品流通改善資金
住宅金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイホーム新築資金 ・ 賃貸住宅建設資金 ・ 財形住宅資金 ・ リフォーム資金 ・ 年金住宅資金
国民生活金融公庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の教育ローン
独立行政法人 福祉医療機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者住宅資金
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業改良資金 ・ 農業近代化資金 ・ 就農支援資金

為替・決済業務

当会は、為替・決済業務の多様化と高度化に対応しつつ、金融機関として必要なサービス機能の強化に努めるため、送金、振込、代金取立等の内国為替業務を取り扱っているほか、皆様のニーズに応え、給与振込、年金の受け取り、埼玉県の自動車税等の公金の取り扱い（埼玉県指定代理金融機関）、電話・電気・水道料金等の口座振替、クレジットカード等を取り扱っております。

推進・相談・広報業務

当会は、皆様の幅広いニーズに応える新商品の開発等を含め、JAに対する推進業務を通じてさまざまな支援活動を行っております。

具体的には、「JAバンクシステム」を確立するため、「JAバンク基本方針」に基づくJA指導、貯金増加に向けた特別推進運動（懸賞品付定期貯金）の企画、ローン拡充を目指したローン推進センターを中心とした営業活動、店舗機能再構築に向けた支援、信託代理店機能の活用、有価証券運用に係る事務指導・情報提供等を行っております。

また、専門知識を持った人材育成を目的としてJA職員を対象としたFP（ファイナンシャルプランナー）養成・税務・法務など各種研修会を実施するとともに、JAが一層飛躍発展するために、貯金・ローン等のポスターやチラシなどの作成・斡旋及び新聞・雑誌・テレビ・インターネット等を媒体とした広報・宣伝活動を実施し、JAバンクのイメージキャラクターに身近で親しみのある「サザエさん」を使用するなどご好評をいただいております。

その他業務

当会は、前記の各業務の他にも、国債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、農中信託銀行信託代理店業務、外貨定期預金販売業務を行うなど、皆様に広範囲なサービスを提供しております。

今後におきましても、情報化時代がますます多様化するなかで、皆様へのより利便性の高いサービスの提供を図り、新しい時代の要請に対応する体制づくりをめざしてまいります。

■ 主なサービス

項目	内容
J A キャッシュサービス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJ A ・ J F（漁業協同組合）・信連・農林中金・都銀・地銀・信金・信組・労金・郵便局・コンビニエンスストアのA T M（現金自動預入・支払機）C D（現金自動支払機）で現金のお引き出し、残高照会ができます。
デビットカードサービス	ショッピングやお食事の際に、現金でなくキャッシュカードで、ご利用代金が精算できます。
給与振込サービス	給与・ボーナスがおお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金、配当金などがおお客様の口座に自動的に振り込まれ期日忘れのご心配がありません。
各種自動支払サービス	電気料、NHK受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金・当座貯金から自動的にお支払いいたします。
振替サービス	アパート経営や駐車場の賃貸等を営む事業主様や、自治会等のご依頼により、家賃や駐車料金の集金、社員への固定的な給与振替、クラブ費・自治会費等の集金を自動的にご依頼人に代わって管理します。
J A バンクカード	キャッシュカードとクレジットカード（J A カード）が一体となった便利なカードです。このカード1枚でJ A キャッシュサービスがご利用になれる他、お買い物、ご旅行、お食事などサインひとつでご利用いただけます。
インターネットバンキング（J A ネットバンクサービス）	インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話で窓口やA T Mで提供している残高照会や振込・振替などの各種サービスが来店することなく、気軽に利用できます。また、インターネット上で公共料金や税金などの各種料金のお支払いが可能な振込みサービス「p a y - e a s y（ペイジー）」の取り扱いも行っています。
ファームバンキング	会社に居ながらパソコンやディスプレイ付多機能電話機（ホームユース端末）を使い、電話回線を使用して残高照会や振込・振替を行うことができます。
国債窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・割引国債を額面5万円より販売しております。また、買い取りも実施しております。
投資信託窓口販売	資産運用手法の一つとして窓口販売業務を行っております。ただし、元本及び利息の保証はありませんので、商品内容を十分ご理解いただいたうえでご利用ください。
農中信託銀行 信託代理店業務	地域の皆様の多様な資産活用ニーズに対応し、それぞれのオーダーに合った商品を提供しておりますのでご利用ください。
外貨定期預金	米ドル建ての外貨定期預金をお取り扱いしております（最低預入単位：50万円以上）。

REPORT
2006

手数料一覧

業務内容

内国為替の取扱手数料

(平成18年6月末現在)

区 分			同一店内 あ て	県内系統 あ て	県外系統 あ て	他金融機関 あ て	
送 手 数 料	普通扱い		1件につき	630円			
振 手 数 込 料	窓 口	電信・文書	3万円未満	210円	315円	315円	630円
			3万円以上	420円	525円	525円	840円
	定時自動 送 金	電信扱い	3万円未満	無 料	210円	210円	525円
			3万円以上	無 料	420円	420円	735円
		文書扱い	3万円未満	無 料	105円	105円	420円
			3万円以上	無 料	210円	210円	630円
	ATM	(現 金)	3万円未満	105円	105円	105円	420円
			3万円以上	315円	315円	315円	630円
		(カード)	3万円未満	無 料	105円	105円	210円
			3万円以上	無 料	210円	210円	420円
	インターネット バ ン キ ン グ	3万円未満		無 料	105円	210円	210円
		3万円以上		無 料	210円	315円	315円
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ	3万円未満		無 料	105円	210円	315円	
	3万円以上		無 料	210円	315円	420円	
代金取立 手 数 料	普通扱い		1通につき	630円			
	至急扱い		1通につき	840円			

注1. 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

その他の諸手数料

(平成18年6月末現在)

項 目	金 額		
再 発 行 手 数 料	1 件 に つ き 1,050円		
自己宛小切手発行手数料	1 枚 に つ き 525円		
残高証明書発行手数料	1 通 に つ き 420円		
円貨両替手数料(窓口扱い)	100枚まで	無 料	
	101枚~500枚	315円	
	501枚~1,000枚	420円	
	1,001枚以上	630円	
住 宅 ロ ー ン	新 規 実 行	10,500円	
	条件変更(金利条件含む)	1,050円	
	全額繰上 償 還	実行後 3年未満	3,150円
		実行後 3~7年未満	2,100円
		実行後 7年以上	1,050円
一 部 繰 上 償 還	3,150円		
そ の 他 ロ ー ン	新 規 実 行	1,050円	
個人情報開示等手数料	1 件 に つ き 1,050円		

注1. 上記手数料には消費税・地方消費税が含まれています。

注2. 再発行手数料は、通帳・証書・キャッシュカードを再発行する際の手数料です。

沿革・歩み

当会の組織

1914	大正3年	12月	産業組合法に基づく「有限責任埼玉県信用組合联合会」設立
1933	昭和8年	6月	産業組合法の改正により「保証責任埼玉県信用販売購買組合联合会」に改組
1943	昭和18年	12月	農業団体法の公布により「埼玉県農業会」に改組
1948	昭和23年	8月	農業協同組合法に基づき「埼玉県信用農業協同組合連合会」設立 (設立時貯金量7億2千万円)
1954	昭和29年	4月	農林漁業金融公庫の受託業務開始
1962	昭和37年	11月	東京手形交換所代理交換に加盟
1963	昭和38年	4月	住宅金融公庫の受託業務開始
1964	昭和39年	4月	農業改良資金に係る埼玉県指定代理金融機関の指定を受ける
1966	昭和41年	7月	内国為替業務開始
1968	昭和43年	11月	貯金量1千億円達成
1972	昭和47年	10月	埼玉県収納代理金融機関に指定され県公金の収納取扱開始
1976	昭和51年	11月	オンラインシステム稼働
1978	昭和53年	1月	貯金量5千億円達成
1979	昭和54年	1月	国民金融公庫受託業務開始
		2月	全国銀行内国為替制度加盟
1980	昭和55年	10月	県内農協貯金ネットサービス開始
1982	昭和57年	5月	為替オンラインシステム稼働
1983	昭和58年	3月	県下全農協の信用事業オンライン化完成
		6月	貯金量1兆円達成
1984	昭和59年	3月	全国農協貯金ネットサービス開始
		8月	農協全銀内為替制度加盟
		12月	貸出金オンラインシステム稼働
1986	昭和61年	12月	国債窓販業務の取扱開始
1987	昭和62年	12月	貯金量1兆5千億円達成
1990	平成2年	7月	都銀・地銀とのキャッシュサービス開始
1991	平成3年	2月	第2地銀、信金、信組、労金とのキャッシュサービス開始
		4月	サンデーバンキング開始
		6月	日銀歳入金窓口受け入れ開始
1992	平成4年	4月	愛称を「JA埼玉県信連」としてスタート
1994	平成6年	3月	貯金量2兆円達成
		9月	国債等自己窓販業務の取扱開始
1995	平成7年	11月	第4次全銀内国為替システムへの対応
1998	平成10年	10月	「JAバンク」の導入
		12月	外貨預金の取扱開始
1999	平成11年	4月	A T M・C Dの祝日稼働開始
		7月	「倫理憲章」制定
		10月	投資信託窓販業務の取扱開始
2000	平成12年	5月	郵便局とのキャッシュサービス開始
		9月	農中信託銀行信託代理店業務開始
2002	平成14年	1月	JAバンクシステム導入
		5月	J A S T E Mシステムへの移行
		6月	経営管理委員会制度の導入
		9月	インターネットバンキング(J A ネットバンク)取扱開始
2003	平成15年	2月	確定拠出年金事業の取扱開始
		11月	第5次全銀内国為替システムへの対応
2004	平成16年	4月	ファームバンキング取扱開始
2005	平成17年	3月	「決済用貯金」取扱開始
		11月	セブン銀行とのA T M提携開始

REPORT
2006

当会の組織

当会の組織

会 員 数

(単位：法人)

資 格 別	17年3月末	18年3月末
正 会 員	40	40
准 会 員	38	36
合 計	78	76

役 員

(平成18年6月末現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	江 原 正 視	代表理事理事長	坂 本 政 巳
経 営 管 理 委 員	山 根 信 夫	代表理事専務	宮 崎 信 夫
経 営 管 理 委 員	小 澤 稔 夫	常 務 理 事	齊 藤 喜 久 夫
経 営 管 理 委 員	中 村 正	常 務 理 事	奥 貫 浩
経 営 管 理 委 員	中 嶋 政 晴	代 表 監 事	金 子 福 治
経 営 管 理 委 員	鯨 井 武 明	監 事	小 柳 喜 政
経 営 管 理 委 員	田 谷 宗 一	監 事	横 田 広 太 郎
経 営 管 理 委 員	坂 田 修 一	常 勤 監 事 (員 外 監 事)	竹 内 寛
経 営 管 理 委 員	安 野 富 夫		
経 営 管 理 委 員	吉 田 力		
経 営 管 理 委 員	山 田 加 藏		

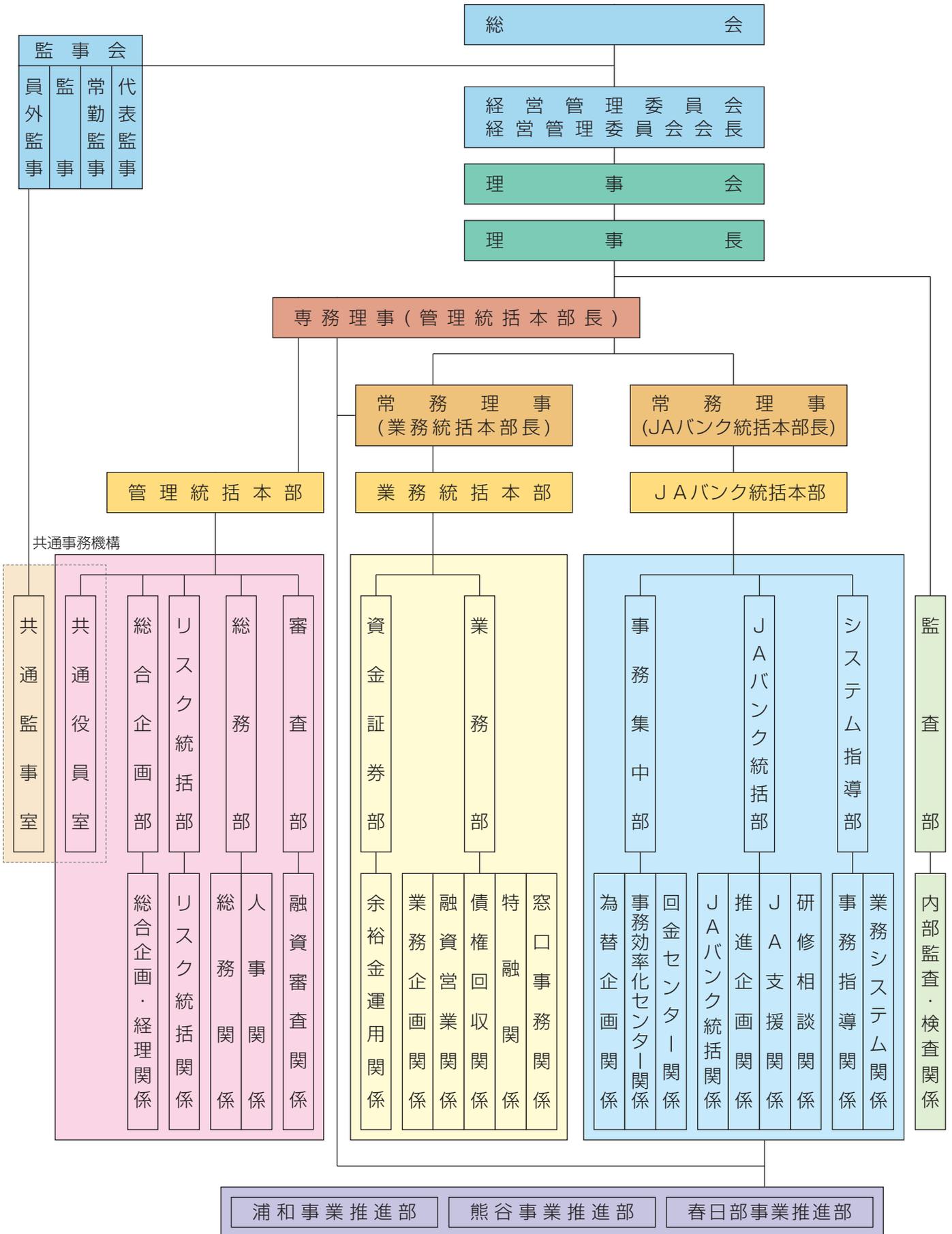
職 員 数

(単位：人)

区 分	17年3月末	18年3月末
男 子 職 員	162	160
女 子 職 員	44	44
合 計	206	204

機 構

(平成18年6月末現在)



店舗等一覧

■ 営業店舗 (平成18年6月末現在)

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番 号
本 店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■ 推進拠点

名 称	所 在 地	代表電話番号	F A X 番 号
浦和事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

■ ATMの設置状況 (「JAバンク埼玉」におけるATMの設置台数) (平成18年4月末現在)

区 分	店 舗 内	店 舗 外	計
J A	329	79	408
信 連	2	2	4

■ ATMの取扱時間

取 扱 日	開始時間	終了時間	備 考
平 日	8時	21時	○土曜日・日曜日・祝日(振替休日)の他の金融機関とのネット取引開始時間は9時からとなっています。 ○店舗により取扱日・取扱時間が異なる場合があります。 ○平成17年11月からセブン銀行のATMもご利用が可能となり、平日(8:45~18:00)及び土曜日(9:00~14:00)は手数料が無料となっております。
土 曜 日	8時30分	17時	
日 曜 日			
祝 日 12月31日			

偽造・盗難キャッシュカードを用いた不正な引き出しについては、JAとお客様との信頼に関わる重要な事項であり、JA・信連・農林中金が連携し、被害防止対策に積極的に取り組んでおります。

■ 各JA(信連)において現在行っている対策

1. 暗証番号のセキュリティ強化
 生年月日・電話番号・郵便番号・口座番号・同一数字4桁などによる暗証番号は、システムでチェックを行い受付できません。
 暗証番号の変更はJAの窓口にお越しいただくか又は、ATMの画面操作によりお客様が任意で行えます。
2. ATM画面の覗き見防止措置
 全ATMに「覗き見防止フィルム」の貼付と「後方確認用ミラー」を設置しております。
3. ATMからの1日引き出し限度額の設定
 ATMからの1日あたりのお引き出し限度額を100万円から50万円に変更しております。
4. 異常な引き出しの早期検知について
 ATMからの異常な引き出しを早期に発見し、被害の発生・拡大を未然に防止いたします。
5. ポスター・ステッカー、及びホームページへの注意喚起掲示
 ATM貼付用ステッカー・ポスターを作成し、暗証番号の管理等についてお客様にお知らせしております。また、JAバンク埼玉ホームページにおいて、お客様に注意喚起文書を掲示しております。
6. 被害発生時の被害届の提出など捜査への協力
 被害発生時には、ATM管理金融機関が窃盗罪についての被害届を提出することで金融機関において申し合わせがされております。

■ 今後の予定
 キャッシュカードのIC化やATMにおける生体認証等の新たなシステムを早急に導入するための検討を進めております。

■ 被害発生時の緊急連絡先
 ATM稼働中の被害発生時の緊急連絡は、ATMコーナー内設置のインターホンまたはフリーダイヤル(キャッシュカードご利用明細表の裏面に表示)によりご連絡ください。

Report 2006



資料編

業績 24～25

財務諸表 26～33

貸借対照表	26
損益計算書	30
その他事業収益の内訳	31
経費の内訳	31
剰余金処分計算書	31
キャッシュ・フロー計算書	32
確認書	33

貯金 34

科目別貯金平均残高	34
定期貯金残高	34

貸出金 35～38

科目別貸出金平均残高	35
貸出金残高の金利条件別内訳	35
貸出金残高の担保別内訳	35
債務保証の担保別内訳	35
貸出金残高の使途別内訳	36
貯貸率・貯証率	36
種類別の貸出金残高	36
受託貸付金の残高	36
リスク管理債権及び 金融再生法開示債権	37
貸倒引当金等の期末残高 及び期中の増減額	38
貸出金償却の額	38

有価証券 39～40

種類別有価証券平均残高	39
商品有価証券種類別平均残高	39
有価証券残存期間別残高	39
取得価額又は契約価格、 時価及び評価損益	40

為替業務・他 41

内国為替の取扱実績	41
外国為替(両替)取扱実績	41
国債等公共債の窓口販売実績	41
公共債の引受額	41

主要な経営指標等 42～44

最近5年間の主要な経営指標	42
受取・支払利息の増減額	42
利益率	43
利益総括表	43
資金運用収支の内訳 一職員あたりの 貯金・貸出金残高	43
自己資本の充実の状況	44

当会においては、日本公認会計士協会が定める「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」(監査委員会報告第52号)等に基づく、連結財務諸表の作成対象となる子会社等はありません。

金融を取り巻く環境は、金融行政の焦点が不良債権処理問題から「金融改革プログラム」等に基づく利用者満足度を重視した経営の確立へとシフトする中、特に地域金融機関は、地域に密着した中小企業金融の再生に向けた機能強化へ取り組みつつ、収益力の強化やコンプライアンス態勢の強化に加え、リスク管理の高度化への取り組みを進めております。

更に、平成17年4月に施行された「個人情報保護法」や、平成18年2月施行の「預貯金者保護法」を踏まえ、急増する金融犯罪への対応を通じて、顧客からの信頼を得ることが重要な課題となっております。

平成17年度の業績につきましては、会員J A及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役員一体となって業務に取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

損益の状況の推移

効率的運用に努める一方、経費節減に努めるなどの対策を講じた結果、30億38百万円の経常利益を計上いたしました。また、法人税、住民税及び事業税並びに税効果会計による法人税等調整額等を考慮したなかで、19億17百万円の当期剰余金の計上となりました。



自己資本比率の推移

自己資本比率は、当期末において10.05%となりました。(J Aバンク自主ルールでは8%以上を義務付けられています。)

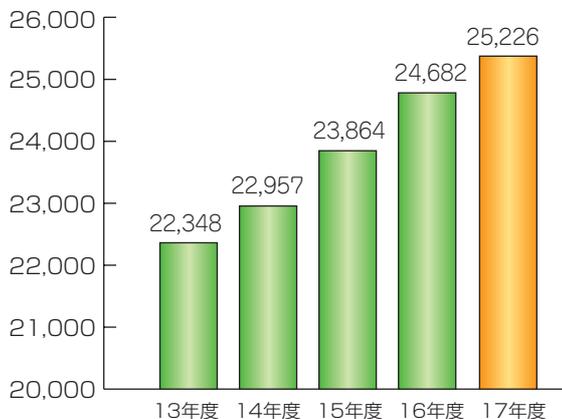


貯金の推移

J Aをはじめとしたお客様の大切な貯金をお預かりした結果、当期末において2兆5,226億円の残高となりました。

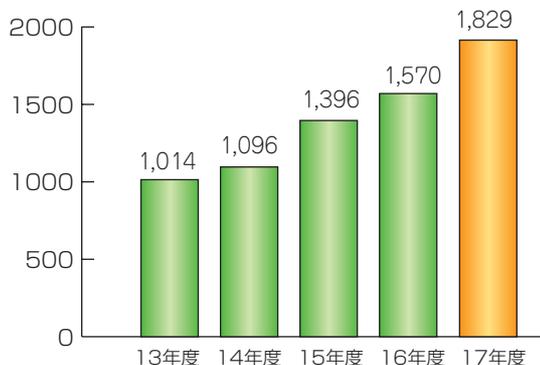
過去5ヶ年の残高推移

(単位：億円)



貸出金の推移

地域金融機関として系統資金の地域への還元により県内企業等を中心に積極的な推進活動を展開するとともに、リスク管理の徹底と資産の健全性確保に努め、当期末において1,829億円の残高となりました。



有価証券の推移

国債及び地方債を中心として安全性・流動性を重視した運用を行うとともに、金利変動リスクを勘案したなかで、長期安定収益確保に向けたポートフォリオの構築に努めた結果、時価評価後の当期末残高は7,470億円となりました。



預け金の推移

系統預け金を基本とした支払い準備金の確保と効率的運用に努めるとともに、系統定期預金の満期の平準化を実施し、当期末において1兆6,017億円の残高となりました。



貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	17年3月末	18年3月末	負債・資本の部	17年3月末	18年3月末
現金	4,392	3,960	貯金	2,468,268	2,522,656
預け金	1,658,430	1,601,725	当座貯金	23,023	18,554
系統預け金	1,656,081	1,599,582	普通貯金	6,342	5,397
系統外預け金	2,348	2,142	貯蓄貯金	25	26
有価証券	669,920	747,032	通知貯金	1,700	1,400
国債	276,717	337,137	別段貯金	1,328	1,281
地方債	65,419	63,187	定期貯金	2,435,765	2,495,914
社債	38,016	45,808	定期積金	82	81
株式	3,628	6,037	借入金	1	0
外国証券	5,000	8,462	代理業務勘定	161	145
その他証券	281,139	286,398	その他負債	2,346	9,087
貸出金	157,091	182,961	未払費用	1,544	1,576
手形貸付	6,377	3,728	その他	802	7,510
証書貸付	116,338	135,876	諸引当金	5,903	6,024
当座貸越	5,820	5,854	相互援助積立金	2,438	2,540
金融機関貸付	28,555	37,502	賞与引当金	114	115
その他資産	2,974	2,998	退職給付引当金	3,325	3,346
未収収益	2,373	2,418	役員退任慰労引当金	24	22
その他	601	580	繰延税金負債	1,279	-
固定資産	7,369	7,074	債務保証	1,480	1,294
業務用固定資産	7,031	6,840	負債の部計	2,479,441	2,539,208
業務外固定資産	337	234	出資金	56,611	56,611
外部出資	51,130	51,130	法定準備金	1,501	1,850
繰延税金資産	-	504	剰余金	6,620	7,621
債務保証見返	1,480	1,294	任意積立金	1,000	1,800
貸倒引当金	△3,545	△2,106	特別積立金	1,000	1,800
			当期末処分剰余金	5,620	5,821
			うち当期剰余金	1,746	1,917
			株式等評価差額金	5,069	△8,717
			資本の部計	69,803	57,367
合計	2,549,244	2,596,576	合計	2,549,244	2,596,576

- (脚注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引があるが期末に残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
2. 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成11年1月22日企業会計審議会)に基づき、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- 売買目的の有価証券……………時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法
 - 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの……………取得原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
3. 固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い、資産から直接減額して計上しています。
- | | | |
|------|---|--|
| 建 | 物 | 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法)を採用しています。なお、主な耐用年数は15年~50年です。 |
| 動 | 産 | 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年~15年です。 |
| ソフトウ | エ | 自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。 |
4. 固定資産の減価償却累計額は、4,653百万円です。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しています。
6. 引当金の計上方法
- (1) 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,800百万円です。
- (2) 退職給付引当金
- 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- (3) 賞与引当金
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。
- (4) 役員退任慰労引当金
- 役員退任慰労引当金については、「役員退任慰労金引当規程」に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しています。
7. デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
8. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっています。
- ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
9. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は3,491百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
10. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
11. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

12. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,491百万円です。
 なお、9から12に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
14. リース契約により使用する重要な固定資産は、貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として電子計算機があり、未経過リース料当年度末残高相当額は、86百万円です。
15. 担保に供している資産は次のとおりです。
- | | |
|-------------|----------|
| 担保に供している資産 | |
| 系統外定期預け金 | 1,300百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 0百万円 |
- 上記のほか、為替決済、公金収納支払事務等に係る担保資産として、系統定期預け金30,000百万円及び有価証券10百万円を差し入れています。
16. 農業協同組合法施行規則第167条第2号に規定する時価を付したことにより増加した純資産の額はありません。
17. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資勘定」中の子会社・関連会社等の株式及び非上場株式が含まれています。以下21まで同様です。
- 売買目的有価証券
- | | |
|-----------------|--------|
| 貸借対照表計上額 | 499百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | △ 0百万円 |

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
地 方 債	3,640百万円	3,583百万円	△ 56百万円	－百万円	56百万円
政府保証債	11,965	11,729	△ 236	－	236
金 融 債	144,110	142,958	△ 1,151	95	1,246
社 債	45,808	45,393	△ 414	282	696
外 国 証 券	6,994	6,896	△ 97	－	97
合 計	212,518	210,562	△ 1,955	377	2,332

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価 又は償却原価	貸借対照表 計上額	評 価 差 額	うち益	うち損
株 式	4,258百万円	6,037百万円	1,778百万円	1,796百万円	17百万円
債 券	528,152	518,209	△9,943	943	10,887
国 債	344,895	337,137	△7,757	175	7,933
地 方 債	59,661	59,547	△ 114	573	688
政府保証債	114,354	112,455	△1,899	194	2,093
金 融 債	8,241	8,100	△ 141	－	141
外 国 証 券	1,000	968	△ 31	－	31
そ の 他	9,490	9,767	276	385	108
合 計	541,902	534,013	△7,888	3,125	11,014

なお、上記評価差額から繰延税金負債828百万円を差し引いた額△8,717百万円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

18. 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
19. 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。
- | | | |
|-----------|----------|--------|
| 売却額 | 売却益 | 売却損 |
| 57,670百万円 | 1,183百万円 | 296百万円 |
20. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりです。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
関連法人等株式	78百万円
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	98百万円

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	55,156百万円	301,743百万円	327,672百万円	46,155百万円
国 債	8,049	113,485	175,342	40,260
地 方 債	－	30,710	30,082	2,394
政府保証債	2,007	12,622	109,790	－
金 融 債	39,600	112,610	－	－
社 債	5,499	27,315	9,493	3,500
外 国 証 券	－	5,000	2,962	－
そ の 他	－	991	3,133	－
合 計	55,156	302,734	330,806	46,155

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	前年度	当年度
繰延税金資産		
貸倒引当金超過額(貸出金償却超過額含む)	7,233百万円	7,329百万円
相互援助積立金	756百万円	787百万円
賞与引当金	35百万円	35百万円
退職給付引当金超過額	851百万円	883百万円
経営安定化基金拠出金	141百万円	125百万円
減価償却超過額	136百万円	123百万円
繰延資産償却超過額	226百万円	171百万円
税務上の繰越欠損金	-百万円	-百万円
その他	314百万円	3,505百万円
繰延税金資産小計	9,693百万円	12,962百万円
評価性引当額	△ 8,345百万円	△ 11,520百万円
繰延税金資産合計(A)	1,347百万円	1,442百万円
繰延税金負債		
その他有価証券	2,624百万円	934百万円
その他	3百万円	3百万円
繰延税金負債合計(B)	2,627百万円	937百万円
繰延税金資産の純額(A)-(B)	△ 1,279百万円	504百万円

(△は繰延税金負債の純額)

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	前年度	当年度
法定実効税率	31.00%	31.00%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31	0.32
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.81	△ 1.87
住民税均等割	0.15	0.15
評価性引当額	12.44	4.95
その他	△ 0.14	0.32
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.95%	34.87%

23. 退職給付に係る事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

(2) 退職給付債務の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項

退職給付債務の額	3,346百万円
退職給付引当金の額	3,346百万円
退職給付費用の額	240百万円

24. 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金16,382百万円が含まれています。

25. 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、存続組合から将来見込額と示された特例業務負担金額は404百万円です。

26. 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日)及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日))が、平成17年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当年度から同会計基準及び同適用指針を適用しています。

これにより税引前当期利益は105百万円減少しています。

なお、当会においては、減損損失累計額について各資産の金額から直接控除しています。

27. 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,168百万円です。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	16年度	17年度
経常収益	22,447	22,348
資金運用収益	19,616	19,951
（うち貸出金利息）	(1,576)	(1,529)
（うち預金利息）	(10,729)	(11,172)
（うち有価証券利息配当金）	(7,301)	(7,241)
役務取引等収益	266	252
その他事業収益	2,008	1,439
その他経常収益	555	704
経常費用	19,467	19,309
資金調達費用	13,177	13,950
（うち貯金利息）	(13,176)	(13,946)
役務取引等費用	29	27
その他事業費用	540	287
経常費用	4,441	4,106
その他経常費用	1,278	937
（うち貸倒引当金繰入額）	(949)	(816)
（うち貸出金償却）	(137)	(7)
経常利益	2,979	3,038
特別利益	32	10
特別損失	3	106
（うち減損損失）	(-)	(105)
税引前当期利益	3,008	2,942
法人税、住民税及び事業税	470	1,015
法人税等調整額	792	9
当期剰余金	1,746	1,917
前期繰越剰余金	3,873	3,904
当期末処分剰余金	5,620	5,821

(脚注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。その相殺した金額は2,244百万円です。

3. 当年度においては、以下の資産について、減損損失を計上しております。

主な用途	種類	減損損失
業務外資産	土地	105百万円

業務外資産については、キャッシュ・フローの相互補完性及び機能特性等を勘案のうえ一定の単位でグルーピングをしており、業務外資産については各資産毎の単位でグルーピングをしております。

また、業務外資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は鑑定評価額等に基づき算定しております。

4. (うち預金利息) には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。

5. (うち貯金利息) には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

その他事業収益の内訳

(単位：百万円)

項 目	16年度	17年度
受 取 助 成 金	—	0
国 債 等 債 券 売 却 益	1,405	835
国 債 等 債 券 償 還 益	—	—
そ の 他 の 事 業 収 益	603	603
そ の 他 事 業 収 益 合 計	2,008	1,439

経 費 の 内 訳

(単位：百万円)

項 目	16年度	17年度
人 件 費	1,893	1,959
役 員 報 酬	84	82
給 料 手 当	1,340	1,376
うち賞与引当金繰入額	114	115
福 利 厚 生 費	236	251
退 職 給 付 費 用	223	240
役員退任慰労引当金繰入	9	8
物 件 費	2,438	2,055
事 業 推 進 費	163	217
債 権 管 理 費	4	4
旅 費 交 通 費	14	16
業 務 費	920	595
負 担 金	474	454
施 設 費	847	751
雑 費	13	15
税 金	109	91
経 費 合 計	4,441	4,106

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	16年度	17年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,620	5,821
剰 余 金 処 分 額	1,715	3,583
利 益 準 備 金	349	383
特 別 積 立 金	800	3,200
出 資 配 当 金	566	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
次 期 繰 越 剰 余 金	3,904	2,238

キャッシュ・フロー計算書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益 (△は税引前当期損失)	2,942
減価償却費	258
減損損失	105
貸倒引当金の増加額	△ 1,439
退職給付引当金の増加額	20
その他の引当金・積立金の増加額	101
資金運用収益	△ 19,951
資金調達費用	13,950
有価証券関係損益 (△)	△ 909
外部出資関係損益 (△)	△ 1
固定資産処分損益 (△)	1
貸出金の純増 (△) 減	△ 25,870
預け金の純増 (△) 減	25,000
貯金の純増減 (△)	54,387
借用金の純増減	△ 0
その他	473
利息及び配当金の受取額 (資金運用による収入)	19,898
利息の支払額 (資金調達による支出)	△ 13,917
小 計	55,049
法人税等の支払額	△ 479
事業活動によるキャッシュ・フロー	54,570
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△ 228,267
有価証券の売却による収入	57,668
有価証券の償還による収入	84,525
固定資産の取得による支出	△ 70
外部出資の減少による収入	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 86,141
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
出資の増額による収入	0
出資金の減少による支出	△ 0
出資配当金の支払額	△ 566
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 566
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 32,137
6 現金及び現金同等物の期首残高	120,145
7 現金及び現金同等物の当期末残高	88,008

注 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預け金」のうち、現金、当座預け金、普通預け金、通知預け金であります。

確 認 書

1. 私は平成17年4月1日から平成18年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成18年7月1日

埼玉県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 坂本政巳



科目別貯金平均残高

(単位：百万円,%)

科 目	16年度	17年度	増 減
流動性貯金	30,293(1.2)	30,138(1.2)	△154
定期性貯金	2,404,758(98.7)	2,520,191(98.8)	115,432
その他の貯金	791(0.0)	847(0.0)	55
計	2,435,844(100.0)	2,551,178(100.0)	115,333
譲渡性貯金	-(-)	-(-)	-
合 計	2,435,844(100.0)	2,551,178(100.0)	115,333

注1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円,%)

	16年度	17年度	増 減
定期貯金	2,435,765(100.0)	2,495,914(100.0)	60,149
固定自由金利定期	2,435,763(100.0)	2,495,913(100.0)	60,150
変動自由金利定期	2(0.0)	1(0.0)	△1

注1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3. ()内は構成比です。

資料編 貸出金

REPORT 2006

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	16年度	17年度	増 減
手形貸付	7,768	5,793	△1,975
証書貸付	133,127	155,607	22,480
当座貸越	4,229	6,351	2,121
合 計	145,125	167,752	22,627

貸出金残高の金利条件別内訳

(単位：百万円,%)

条 件	16年度	17年度	増 減
固定金利貸出	43,497(27.7)	62,604(34.2)	19,107
変動金利貸出	113,594(72.3)	120,357(65.8)	6,763
合 計	157,091(100.0)	182,961(100.0)	25,870

注 ()内は構成比です。

貸出金残高の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	16年度	17年度	増 減
担 保 計	18,172	16,403	△1,769
貯 金 等	960	972	12
有 価 証 券	419	585	166
動 産	—	—	—
不 動 産	8,349	8,752	403
そ の 他 担 保 物	8,442	6,094	△2,348
保 証 計	6,031	3,942	△2,089
農業信用基金協会保証	514	516	2
そ の 他 保 証	5,517	3,426	△2,091
信 用	132,887	162,614	29,727
合 計	157,091	182,961	25,870

債務保証の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	16年度	17年度	増 減
担 保 計	1,480	1,294	△186
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	241	212	△29
そ の 他 保 証	1,238	1,082	△156
信 用	—	—	—
合 計	1,480	1,294	△186

注 その他保証とは、機関保証、個人保証等のことです。

貸出金残高の使途別内訳

(単位：百万円,%)

種 類	16年度	17年度	増 減
設 備 資 金	22,159(14.1)	27,149(14.8)	4,990
運 転 資 金	134,932(85.9)	155,812(85.2)	20,880
合 計	157,091(100.0)	182,961(100.0)	25,870

注 ()内は構成比です。

貯 貸 率 ・ 貯 証 率

(単位：%)

区 分	16年度	17年度	増 減	
貯 貸 率	期 末	6.4	7.3	0.9
	期中平均	6.0	6.6	0.6
貯 証 率	期 末	27.1	29.6	2.5
	期中平均	26.0	27.2	1.2

種類別の貸出金残高

(単位：百万円,%)

種 類	16年度	17年度	増 減
農 業	110(0.1)	97(0.1)	△12
林 業	-(-)	-(-)	-
水 産 業	-(-)	-(-)	-
製 造 業	26,780(17.0)	34,264(18.7)	7,483
鉱 業	-(-)	-(-)	-
建 設 業	70(0.0)	1,642(0.9)	1,572
電気・ガス・熱供給 水 道 業	3,916(2.5)	338(0.2)	△3,578
運 輸 ・ 通 信 業	8,791(5.6)	20,020(10.9)	11,228
卸売・小売業・飲食店	16,922(10.8)	20,413(11.2)	3,490
金 融 ・ 保 険 業	34,207(21.8)	55,959(30.6)	21,751
不 動 産 業	3,704(2.4)	10,512(5.7)	6,808
サ ー ビ ス 業	20,691(13.2)	24,987(13.7)	4,295
地 方 公 共 団 体	32,071(20.4)	6,326(3.5)	△25,745
そ の 他	9,829(6.3)	8,403(4.6)	△1,426
合 計	157,091(100.0)	182,961(100.0)	25,870

注 ()内は構成比です。

受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受 託 先	16年度	17年度	増 減
農林漁業金融公庫	8,129	7,157	△972
住 宅 金 融 公 庫	56,953	50,081	△6,872
国民生活金融公庫	496	511	14
年金資金運用基金	77	67	△9
合 計	65,657	57,817	△7,840

リスク管理債権及び金融再生法開示債権

■ 農業協同組合法に基づくリスク管理債権 (単位：百万円)

債 権 区 分	16年度	17年度
破 綻 先 債 権	8	—
延 滞 債 権	6,010	3,491
3ヶ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	647	—
リスク管理債権合計	6,666	3,491

注1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。

注3. 3ヶ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金(注1及び注2に掲げるものを除く。)をいう。

注4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1から注3に掲げるものを除く。)をいう。

■ 金融再生法に基づく開示債権 (単位：百万円)

債 権 区 分	16年度	17年度
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	2,148	2,387
危険債権	3,955	1,175
要管理債権	647	—
小 計	6,751	3,563
正 常 債 権	152,062	180,935
開示対象債権合計	158,814	184,498

注1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

注2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

注3. 要管理債権
貸出債権のうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいう。

注4. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題のないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

【リスク管理債権の保全状況】

(単位：百万円,%)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保 全 率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破綻先債権	—	—	—	—	—
延滞債権	3,491	1,945	1,384	3,329	95.36
3ヶ月以上延滞債権	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—
リスク管理債権合計	3,491	1,945	1,384	3,329	95.36

注1. 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

注2. 貸倒引当金は、リスク管理債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

【金融再生法開示債権の保全状況】

(単位：百万円,%)

債権区分	債権額 (A)	保 全 額			保 全 率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,387	1,632	755	2,387	100.0
危険債権	1,175	313	632	946	80.51
要管理債権	—	—	—	—	—
小計	3,563	1,946	1,388	3,334	93.57
正常債権	180,935				
合計	184,498				

注1. 担保・保証等の保全額は、自己査定に基づき計算した担保処分可能見込額及び保証により回収可能と認められた額の合計です。

注2. 貸倒引当金は、金融再生法開示債権に対して引当計上した金額であり、貸借対照表の残高とは異なります。

貸倒引当金等の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	16年度					17年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	90	267	—	90	267	267	708	—	267	708
個別貸倒引当金	3,350	854	844	82	3,277	3,277	442	2,255	65	1,397
合計	3,440	1,122	844	173	3,545	3,545	1,150	2,255	333	2,106
埼玉県JAバンク支援制度相互援助積立金	2,340	98	—	—	2,438	2,438	101	—	—	2,540

注 期中減少額の目的使用とは、償却等による貸倒引当金額の減少をいいます。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

	16年度	17年度
貸出金償却額	137	7

注 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金払い入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は2,244百万円です。

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	16年度	17年度	増 減
国 債	246,296	296,110	49,814
地 方 債	66,113	60,411	△5,701
社 債	32,225	43,331	11,106
株 式	3,327	3,673	345
外 国 証 券	5,000	6,569	1,569
そ の 他 証 券	281,113	282,469	1,355
合 計	634,075	692,566	58,490

商品有価証券種類別平均残高

該当ありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めない もの	合 計
平成16年度								
国 債	20,496	33,098	83,028	33,408	85,207	18,000	—	273,240
地 方 債	—	3,976	26,945	5,933	23,921	2,992	—	63,768
社 債	9,199	7,197	11,391	3,599	2,000	500	4,128	38,016
株 式	—	—	—	—	—	—	3,395	3,395
外 国 証 券	—	5,000	—	—	—	—	—	5,000
その他証券	44,999	71,597	62,745	47,067	51,814	—	582	278,807
平成17年度								
国 債	7,999	66,107	48,443	69,493	109,873	42,978	—	344,895
地 方 債	—	10,941	19,272	11,133	19,558	2,395	—	63,301
社 債	5,499	11,595	11,596	3,995	5,498	3,500	4,122	45,808
株 式	—	—	—	—	—	—	4,258	4,258
外 国 証 券	—	5,000	—	1,494	2,000	—	—	8,494
その他証券	41,599	61,553	64,681	56,033	58,812	—	5,481	288,162

注 残高については、償却原価を表示しています。

取得価額又は契約価格、時価及び評価損益

I 有価証券

(単位：百万円)

種 類	16年度			17年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	500	499	△ 0
満 期 保 有 目 的	202,726	204,551	1,824	212,518	210,562	△ 1,955
そ の 他	459,501	467,194	7,692	541,902	534,013	△ 7,889
合 計	662,228	671,745	9,517	754,920	745,076	△ 9,844

注1. 本表記載の有価証券の時価は期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

注2. 満期保有目的の有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。

注3. 売買目的有価証券・その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

II 金銭の信託

該当ありません。

III 取引所金融先物取引等

該当ありません。

IV 金融等デリバティブ取引

該当ありません。

V 有価証券店頭デリバティブ取引

該当ありません。

資料編

為替業務・他

REPORT 2006

内国為替の取扱実績

(単位：件,百万円)

種 類	16年度		17年度	
	仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替(件数)	(669,126)	(2,824,560)	(666,547)	(2,893,962)
金 額	1,085,434	1,205,833	1,195,566	1,303,159
代金取立為替(件数)	(253)	(2,138)	(223)	(2,069)
金 額	1,776	5,954	1,810	5,339
雑 為 替(件数)	(85,142)	(60,007)	(88,734)	(64,701)
金 額	85,381	64,815	83,707	61,379

外国為替(両替)取扱実績

(単位：千米ドル)

区 分	16年度	17年度
当 会	25	42
県 内 J A	320	228
合 計	345	271

国債等公共債の窓口販売実績

(単位：百万円)

種 類	16年度	17年度
国 債	119	56
地 方 債	—	—
政 府 保 証 債	—	—

公共債の引受額

(単位：百万円)

種 類	16年度	17年度
国 債	861	444
地 方 債	7,045	5,405
政 府 保 証 債	—	—

主要な経営指標等

REPORT 2006

最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円,人,%)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
経常収益	26,665	23,952	21,761	22,447	22,348
経常利益	2,084	3,030	2,930	2,979	3,038
当期剰余金	1,233	1,742	1,567	1,746	1,917
出資金 (出資口数)	56,611 (5,661,180)	56,611 (5,661,180)	56,611 (5,661,175)	56,611 (5,661,175)	56,611 (5,661,175)
純資産額	67,514	73,231	64,684	69,803	57,367
総資産額	2,311,235	2,378,159	2,458,749	2,547,764	2,595,282
貯金等残高	2,234,877	2,295,766	2,386,480	2,468,268	2,522,656
貸出金残高	101,497	109,697	139,693	157,091	182,961
有価証券残高	518,787	552,719	612,046	669,920	747,032
剰余金配当金額 ・出資配当の額 ・事業利用分量配当の額	— — —	566 566 —	566 566 —	566 566 —	— — —
職員数	212	211	205	206	204
単体自己資本比率	12.32	12.15	11.70	11.54	10.05

注1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

注2. 総資産額は、債務保証見返を除いた数字です。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項目	16年度増減額	17年度増減額
受取利息	386	335
貸出金	33	△47
有価証券	△142	△59
預け金	496	442
その他	0	0
支払利息	60	769
貯金	60	769
借入金	0	0
差し引き	326	△434

注1. 増減額は前年度対比です。

注2. 預け金には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。

注3. 貯金には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

利 益 率

(単位：%)

区 分	16年度	17年度	増 減
総資産経常利益率	0.12	0.12	0.00
資本経常利益率	4.72	4.73	0.01
総資産当期純利益率	0.07	0.07	0.00
資本当期純利益率	2.77	2.98	0.21

利 益 総 括 表

(単位：百万円,%)

区 分	16年度	17年度	増 減
資金運用収支	6,438	6,000	△437
役務取引等収支	236	225	△11
その他信用事業収支	1,468	1,152	△316
事業粗利益 (事業粗利益率)	8,143 (0.33)	7,378 (0.29)	△765 (△0.05)
業 務 純 益	3,524	2,831	△692

注 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円,%)

区 分	16年度			17年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	2,448,750	19,608	0.80	2,568,233	19,943	0.78
預 け 金	1,669,549	10,729	0.64	1,707,914	11,172	0.65
有 価 証 券	634,075	7,301	1.15	692,566	7,241	1.05
貸 出 金	145,125	1,576	1.09	167,752	1,529	0.91
資金調達勘定	2,435,845	13,176	0.54	2,551,179	13,946	0.55
貯 金	2,435,844	13,176	0.54	2,551,178	13,946	0.55
借 入 金	0	0	1.67	1	0	1.87
総資金運用利回り	—————		0.90	—————		0.85
総資金原価率	—————		0.77	—————		0.74
総資金利ざや	—————		0.13	—————		0.11

注1. 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率
 注2. 預け金利息には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。
 注3. 貯金利息には、JA等に対する支払奨励金が含まれています。

一職員あたりの貯金・貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	16年度	17年度	増減
一職員あたりの貯金残高	11,981	12,365	384
一職員あたりの貸出金残高	762	896	134

自己資本の充実の状況

(単位：百万円,%)

項 目	16年度	17年度	項 目	16年度	17年度
(自己資本)			自己資本総額(A+B)(C)	66,874	60,615
出資金	56,611	56,611	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
後配出資金	—	—	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回転出資金	—	—	期限付劣後債務及びこれらに準ずるもの	—	—
再評価積立金	—	—	控除項目不算入額	—	—
資本準備金	—	—	控除項目計 (D)	—	—
利益準備金	1,850	2,234			
任意積立金	1,800	5,000			
次期繰越剰余金	3,904	2,238			
その他有価証券の評価差損	—	△ 8,717			
処分未済持分	—	—	自己資本額 (C-D)(E)	66,874	60,615
営業権相当額	—	—			
基本的項目 (A)	64,167	57,367	資産(オン・バランス)項目	577,060	600,473
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—	オフ・バランス取引項目	2,225	2,157
一般貸倒引当金	267	708	リスク・アセット計 (F)	579,286	602,631
相互援助積立金	2,438	2,540	Tier 1比率 (A/F)	11.07%	9.51%
負債性資本調達手段等	—	—	自己資本比率 (E/F)	11.54%	10.05%
負債性資金調達手段	—	—			
期限付劣後債務	—	—			
補完的項目不算入額	—	—			
補完的項目 (B)	2,706	3,248			

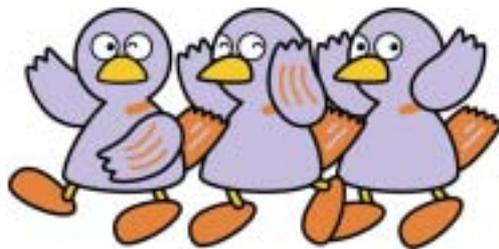
**JAバンク埼玉県信連は、
ホームページを開設しています。
積極的なアクセスをお待ちしております。**

ホームページを開設以来、皆様方よりたくさんのアクセスをいただき、特に、皆様方からのご意見やご感想には、とても感謝しております。ホームページには、当会の情報はもちろんのこと、各種金融商品の最新情報を載せております。

今後とも、身近な地域金融機関として努力してまいりますので、引き続きご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



<http://www.jabank-saitama.or.jp>



埼玉県のマスコット **コバトン**

〒330-9001
さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
TEL 048-829-3504
<http://www.jabank-saitama.or.jp>